

税の収納対策について

吉田 貞子

〔質問〕(1) 収納状況と、滞納状況についての所信を問う。

(2) 税滞納者に対する行政サービスの制限の基準と内容、適用件数、福祉目的の事業件数を問う。

また、憲法第25条「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、サービスの制限の整合性を問う。

(3) 今後の収納対策について問う。

〔答弁〕【市長】(1) 一般市税と国保税の収納率は上昇傾向にあり、滞納状況については、減少している。これは口座振替の利用促進、夜間総合窓口の開設、行政サービス制限、国保税における保険証更新時または短期証交付による滞納者との納税相談等の対策を実施しており、こうした地道な収納対策の積み重ねの反映であると思っている。

一方、減少しているとはいえ、多額の滞納繰越額を抱えており、その解消にはさらに

一層の努力を傾注するとともに、不納欠損には慎重、厳正な姿勢を保ちつつつけてまいりたい。

(2) 担当各課が所管する貸付制度、給付制度、許認可制度等の事業のうち、完納条件を必要と判断し、それぞれの条例等に市税等の完納規定を設けているものである。

福祉目的の事業は、長寿課、福祉事務所所管の事業で、合わせて3件である。

憲法第25条との整合性は、税の公平性及び税行政の適正

化の観点から、完納条件が必要と判断したものをサービス制限の対象にしており、同じく憲法第30条に定める納税の義務を勘案して決定している。

なお、憲法第25条の生存権は別制度で確保が図られているとも考えている。

(3) 現在実施している収納施策を継続させ、収納率の向上、滞納繰越額の減少に努める。

小規模特認校について

水落 孝子

〔質問〕小原小学校、小原中学校において、平成20年度から小規模特認校に指定され、平成21年度教育方針の重点事項に『小規模特認校による特色ある教育活動の展開と就学の推進』と掲げられている。

そこで、次の点について問う。

(1) 現状・成果・課題について。
(2) 通学時間・費用が障害になっっているように見受けられるが、助成の検討について。
(3) 特色ある教育活動は小中一貫教育と見受けられるが、その現状・成果・課題について。

〔答弁〕【教育長】(1) 本年4月に、管内の生徒が体験入学の形で学校を訪問した経緯があるが、現在、特認校としての入学生は無い状況である。したがって、成果としては今のところ上がっていない。

本制度開始前から大河原管内の小・中学校等にチラシの配布また、小原小・中学校でのホームページの立ち上げを行っているが、今後さらにPRしていきたいと考えている。

(2) 通学の費用については、「白石市立学校小規模特認校の取扱に関する要綱」により、通学に当たっては保護者の負担と責任において行うこととしている。ただし、市内から通う児童・生徒については、遠距離通学になる可能性が高いため、助成対象になる。

(3) 中学校の教諭・講師7名に小学校への兼務発令をすることによって、専門教科において小学校でT・T方式(教師がチームを作り協力しながら指導する方式)を行っている。

なお、小学校の教諭は、中

学校の1年生の数学の時間に個別指導に当たっているため、教科指導面での成果が上がっている。

現在、小原小・中学校は校舎が別々になっている。今後、小・中学校の児童・生徒を全職員で一元的に見ていく意味や、職員間の一体感を醸成する上からも、職員室のあり方等の検討が課題となる。